

平成17年度当初予算要求通知のポイント

平成16年8月11日
総務部 財政課
(223 - 2076)

1 枠配分方式による予算編成

平成15年度一般会計決算が2年連続の赤字となるなど依然として厳しい財政状況であることから、平成17年度当初予算についても、施策と予算の一体性の確保、総合的・横断的な施策への質的転換、事業の再構築をより一層推進するとともに、「年間収支不足を抱えない予算」とするため、枠配分方式による予算編成とする。

2 当初予算は骨格予算

平成17年度当初予算は、骨格予算として編成することとする。

ただし、枠配分方式を導入していることから、各部局からの要求は例年どおり年間予算として行うこととする。

要求後、当初予算に計上するものについて別途整理する。

3 枠配分の内容について

平成17年度に確保できる一般財源を見通した上で、下記により各部に一般財源の配分を行う。各部においては、配分された一般財源に基づき予算要求案を作成する。

経費区分については「義務的経費」「準義務的経費」「投資枠経費」「部局枠経費」「調整枠経費」の5区分とする。

- (1) 人件費、公債費、社会保障費などの義務的経費については、所要見込額約9860億円(前年度の102%)を配分する。なお、義務的経費の増加は、社会保障費、公債費等の増加によるものである。
- (2) 準義務的経費のうち施設の管理費については、約190億円(前年度の97%)を配分する。その他については、節減目標を加味して2次配分を行う。
- (3) 投資枠経費については、現在の厳しい財政状況を勘案し、平成16年度当初予算から4~20%の削減を図ることとし、約440億円を配分する。(分野ごとの具体的な要求枠は別表のとおり)

- (4) 部局枠経費についても、平成16年度当初予算から12%の削減を図ることとし、約540億円を配分する。
- (5) 以上の経費とは別に、調整枠経費を設け、戦略プロジェクト事業、重要事業等に対応する。
- (6) 義務的経費・準義務的経費であっても、各部局が既存施設の廃止や負担協定の改正などの抜本的な見直しを行うことにより生じる節減分については、投資枠経費・部局枠経費への転用を認めることとする。

4 要求書の提出期限

平成16年10月6日(水)

(別表)

投資枠経費要求枠

平成16年度当初予算額に下記の率を乗ずる

区 分	乗 ず る 率	
	補 助	単 独
土 地 改 良	0.90	0.80
農 業	0.90	0.80
林 道 ・ 林 業	0.90	0.80
漁 港	0.90	0.80
水 産 業	0.90	0.80
道 路 ・ 橋 り よ う	0.95	0.90
河 川 海 岸 砂 防	0.90	0.80
港 湾	0.90	0.80
都 市 計 画 (公 園 を 除 く)	0.95	0.90
都 市 計 画 (公 園)	0.90	0.80
住 宅	0.90	0.80
そ の 他	0.95	0.90

直轄事業負担金については、0.96とする。